

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則の理由

1 廃止の理由

本規則は、現行公益信託に関するいわゆる監督規則であるが、公益信託制度改革により、公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)は全部改正され、公益信託に関する法律(令和6年5月22日法律第30号)が令和8年4月1日に施行される。新公益信託制度施行後の旧公益信託法で許可を受けた公益信託については、新公益信託法附則第2条第2項により、なお従前の例により行われることとなるため、廃止するもの。

2 施行期日

令和8年4月1日